地域密着型通所介護サービス重要事項説明書

様(ご家族様)が利用しようと考えている指定地域密着型通所介護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1 指定地域密着型通所介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	有限会社 フエルシ	
代表者氏名	代表取締役 遠藤 祐子	
	小田原市柳新田 50-3 やぎゅうビル 2 階	
(連絡先及び電話番号等) 法人本部 0465−27−3888		
法人設立年月日	平成 27 年 10 月 5 日	

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	ぽぽハウス三の丸
介護保険指定事業所番号	1492300502
事業所所在地	小田原市板橋 808-1
連 絡 先相談担当者名	電話: 0465-23-6031 FAX: 0465-23-6041 管理者 杉川 信枝
事業所の通常の 事業の実施地域	小田原市内
利 用 定 員	1日18名

(2) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営	業	日	月曜日から土曜日まで ただし、年末年始は除く(12/30~1/3)	
営	業時	間	午前8時から午後5時まで	

(3) サービス提供時間

サービス提供日	月曜日から土曜日まで ただし、年末年始は除く(12/30~1/3)
サービス提供時間	午前 9 時から午後 4 時 10 分までとする

(4) 事業所の職員体制

管理者 杉川 信枝

職	職務内容	人員数
	1 従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の 把握その他の管理を一元的に行います。	
	2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令	
	を行います。	
	3 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まるて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具	常勤 1名
管理者	本のなサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護	市 助 石 (常勤兼務)
	計画を作成するとともに利用者等への説明を行い、同意を	(m ±///N/m/
	得ます。	
	4 利用者へ地域密着型通所介護計画を交付します。	
	5 指定地域密着型通所介護の実施状況の把握及び地域密着	
	型通所介護計画の変更を行います。	
	1 利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営	
	むことができるよう、生活指導及び入浴、排せつ、食事等 の介護に関する相談及び援助などを行います。	1名以上
生活相談員	2 それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に	石以工
	でもでもものが用名について、地域出る主通所が設計画に 従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を	
	行います。	
	1 サービス提供の前後及び提供中の利用者の心身の状況等	
看護師・	の把握を行います。	1名以上
准看護師	2 利用者の静養のための必要な措置を行います。	1.002
(看護職員)	3 利用者の病状が急変した場合等に、利用者の主治医等の指	
	示を受けて、必要な看護を行います。 1 地域密着型通所介護計画に基づき、必要な日常生活上の世	1 A N L
介護職員	1 地域密着型通所介護計画に基づき、必要な日常生活上の世 話及び介護を行います。	3名以上
	1 地域密着型通所介護計画に基づき、その利用者が可能な限	1 名以上
機能訓練	りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常	内、3名
指導員	生活を営むことができるよう、機能訓練を行います。	看護師と兼務
光心品	1 送迎を必要とする利用者に対して必要な支援、サービスを	1夕NL
送迎員	行う。	1名以上
調理員	1 給食を希望する利用者に対して、必要なサービスを提供す	1名以上
がたたス	るための調理を行う	. 1

- 3 提供するサービスの内容及び費用について
- (1) 提供するサービスの内容について

	サービスの内谷にフロムト				
サービス区分と種類		サービスの内容 1 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービ			
		ス計画(ケアプラン)に基づき、利用者の意向や心身の状			
		ス計画 (アアフラン) に盛って、利用者の息間であるの状 沢等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的な			
		サービス内容を定めた地域密着型通所介護計画を作成し			
		ます。			
		6ヶ。 2 地域密着型通所介護計画の作成にあたっては、その内容に			
	!通所介護計画の	ついて利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意			
→ 地域 田 個 里 一 作成	通別月設可画の	を得ます。			
1 F J.X.		さけるす。 3 地域密着型通所介護計画の内容について、利用者の同意を			
		得たときは、地域密着型通所介護計画書を利用者に交付し			
		ます ます			
		6, 4 それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に			
		従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を			
		行います。			
		事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所まで			
		の間の送迎を行います。ただし、道路が狭いなどの事情によ			
利用者居宅	への送迎	り、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助			
		により送迎を行うことがあります。			
	食事の提供及び	食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。			
	介助	また嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行います。			
	入浴の提供及び	入浴の提供及び介助が必要な利用者に対して、入浴(全身浴・			
	介助	一部分浴)の介助や清拭(身体を拭く)、洗髪などを行いまった。			
	71 -53	介助が必要な利用者に対して、排泄の介助、おむつ交換を行			
日常生活	排せつ介助	います。			
上の世話		介助が必要な利用者に対して、上着、下着の更衣の介助を行			
工砂压品	更衣介助	川助が必要な利用者に対して、工権、下権の更及の川助を11 います。			
		かみり。 介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の			
	移動·移乗介助	介助が必要な利用者に対して、重内の参勤、単いすべ参乗の 介助を行います。			
		介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬の			
	服薬介助	お手伝い、服薬の確認を行います。			
	<u>□</u> 日常生活動作を	利用者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日			
機能訓練	百吊生冶動作を 通じた訓練	村用省の能力に心して、良事、人俗、辞せつ、更ななどの日			
	世のた訓練 レクリエーショ	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌			
	ンを通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に打りレッサエーションで歌			
	器具等を使用し	利用者の能力に応じて、機能訓練指導員が専門的知識に基づ			
	命兵寺を使用し た訓練	村州省の能力に心して、機能訓練指導員が専门的知識に塞り き、器械・器具等を使用した訓練を行います。			
	/一口/1//水	利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を			
その他 創作活動など		提供します。			
		近穴しみり。			

(2) 地域密着型通所介護従業者の禁止行為

地域密着型通所介護従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為(ただし、看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く。)
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護する ため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑤ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為
- (3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)について 提供するサービスの利用料、利用者負担額は別紙【ぽぽハウス三の丸 利用料金表(負担金一 覧)】をご参照ください

なお、利用者負担金は次の3種類に分かれます。

- ①介護報酬に係る利用者負担金
- ②運営基準(厚生労働省令)で定められた「その他の費用」(全額、自己負担)
- ③通常のサービス提供の範囲を超える保険外の費用(全額、自己負担)

なお、②又は③の費用が必要となる場合には、事前に詳細を説明の上、利用者の同意を得なければならないこととされています。(疑問点などあれば、お尋ねください。)

(4) その他の費用について

① 送迎費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基 づき、送迎に要する費用の実費を請求いたします。				
	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた 時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。				
② キャンセル料	サービス利用日の前日 17 時まで キャンセル料は不要です				
	サービス利用日の前日 17 時以降 利用者負担金の 50%を請求させて頂き 及び当日 ます。				
③ 食事の提供に要 する費用	850円(1食当り 食材料費及び調理コスト)運営規程の定めに基づくもの				
④ おむつ代	実費徴収 (別紙参照)				
⑤ 日常生活費	実費徴収 (別紙参照)				

4 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合) その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用す る場合)、その他の費 用の請求方法等

- ア 利用料利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。
- イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 25 日までに 利用者あてにお届け(郵送)します。

② 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用す る場合)、その他の費 用の支払い方法等

- ァ サービス提供の都度お渡しする連絡帳の内容を照合のうえ、請求 月の27日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。
 - (ア)事業者指定口座への振り込み
 - (イ)利用者指定口座からの自動振替
 - (ウ)現金支払い
- イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収 書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いします。(医 療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。)
- ※ 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の支払いについて、支払い期日から2か月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

5 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画(ケアプラン)」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「地域密着型通所介護計画」を作成します。なお、作成した「地域密着型通所介護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします
- (4) サービス提供は「地域密着型通所介護計画」に基づいて行います。なお、「地域密着型通所介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます
- (5) 地域密着型通所介護従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行います。

6 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げると おり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者 管理者 杉川 信枝

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知 徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等) による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

7 身体的拘束等について

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の(1)~(3)の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 切迫性・・・・・直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。
- (2) 非代替性・・・・身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。
- (3) 一時性・・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

8 秘密の保持と個人情報の保護について

0 他名の休持と他人情報の休護につい	-
① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

	③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じて
	その内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、
② 伊 1 桂起の伊護について	追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行
② 個人情報の保護について	い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものと
	します。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者
	の負担となります。)

9 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

【医療機関等】	氏 名(医療機関名)	
【运炼版闲书】	電話番号	
【家族等緊急連絡先】	氏 名: 住 所: 電話番号: 携帯電話: 勤務先:	続柄

- (2) 利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとします。
- (3) 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置の状況について記録をするものとします。
- (4) 利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合 には、 損害賠償を速やかに行うものとします。

10 非常災害対策

非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者また は火気・消防等についての責任者を定め、年 1 回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行い ます。

11 衛生管理等

利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとします。

- (2) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとします。
- ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話

装置等を活用して行うことができるものとします。)をおおむね1年に1回以上開催 するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。

- ②事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- ③事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施します

12 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に 実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

13 地域との連携について

指定地域密着型通所介護事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等 との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。

- 2. 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けます。
- 3. 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとします。

14 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

提供した指定地域密着型通所介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

(2) 苦情申立の窓口

事業者の窓口	所 在 地:小田原市板橋 808-1 電話番号:0465-23-6031 FAX 番号:0465-23-6041 受付時間:8:30~15:30
小田原市役所 高齢介護課	所 在 地:小田原市荻窪 300 番地 電話番号:0465-33-1872 (直通) 受付時間:8:30~17:15(土日祝・年末年始を除く)
神奈川県国民健康保険団体連合会	所 在 地 横浜市西区楠町 27番地 1 電話番号: 045-329-3447 受付時間 8:30~17:15(土日祝・年末年始を除く)

15 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日		年	月	日
-----------------	--	---	---	---

事業者は、上記内容について利用者に説明を行いました。

事	所 在 地	小田原市柳新田 50-3 やぎゅうビル 2 階
	法人名	有限会社 フェルシ
業	代 表 者 名	代表取締役 遠藤 祐子
者	事 業 所 名	ぽぽハウス三の丸
	説明者氏名	

上記内容の説明を事業者から確かに受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

利用者	住	所	
利用相	氏	名	